

令和8年1月7日

東京地方裁判所 御中

原告：株式会社Pioneerwork
代表取締役 後藤 陽一

甲10号証（写し）
陳述書

1 陳述者

私（後藤陽一）は、原告 株式会社Pioneerwork の代表取締役として、本件に関し以下のとおり陳述する。

2 本件の概要（要約）

原告は、被告 Entabeni Systems Inc. との間で、Earth Hopper事業の会社分割および新設会社株式の譲渡に関する Memorandum of Understanding (MOU) を締結し、同MOUに基づき誠実に交渉・準備作業を進めた。

しかし被告は、取引ストラクチャーの承認を含む意思表示を行った後、正当な理由を示さずに連絡を絶ち、交渉を事実上一方的に打ち切った。

3 私が行った主な作業内容（MOU締結後）

MOU締結後、私は主に以下の作業を行った。

（1）確定契約（Share Transfer Agreement等）ドラフトの作成・修正

被告側の要望や検討状況に合わせ、ドラフト作成・修正・整理を行った。

（2）取引ストラクチャー（Plan B : Indyによる直接取得等）の検討・提案

被告の事情・遅延に対応するため、代替ストラクチャーを設計し、図示して提案した（甲4）。

（3）デューデリジェンス対応・追加資料の作成および送付

KPI、売上、契約状況等の追加資料を作成し、被告の追加要請にも対応した。

例えば、被告代表者は「updated numbers asap」等と要請しており、私はこれに応じて追加情報を作成・送付した（甲5）。

（4）連絡・調整・待機（深夜帯を含む）

米国側との時差もあり、深夜帯に及ぶ連絡、通話予定への待機、架電などが複数回発生した（甲5）。

4 稼働時間（概算）と算定の考え方

私は、上記の作業に関し、MOU締結後から通知書送付までの期間を中心に、合計100時間程度を本件のために費やした。

この時間には、(i) ドラフト作成・修正、(ii) 代替ストラクチャー設計、(iii) 追加資料作成・送付、(iv) 連絡・調整・待機（深夜帯を含む）を含む。

稼働時間の根拠として、カレンダー上の記録（会議・作業予定）等が存在する（甲9-1）ほか、実際には、カレンダーに登録されない文書作成・資料作成・待機時間が相当程度含まれている。

5 時間単価（\$200/時間）の合理性

本件で用いた時間単価 \$200/時間は、代表取締役としての業務時間を、外部専門家（法律事務所・FA等）へ委託した場合の一般的な時間単価と比較しても保守的である。

本件では外部委託ではなく、私自身がドラフト作成・交渉対応を担うことでコストを抑制したものであり、上記単価は合理的である。

6 結語

以上のとおり、私は本件交渉に関し相当量の作業と待機を行い、その結果、原告には信頼利益相当の損害が発生した。

以上